

平成 26 年 8 月 12 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

平成 26 年 8 月 台風 11 号・12 号の災害に係る  
被災者の皆さまに対する「特別金利住宅ローン」の取扱開始等について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、今般の台風 11 号・12 号の災害に係る被災者の皆さまの災害復旧に少しでも役立てていただくために、下記の商品・サービスの取り扱いを本日より開始いたします。

記

1. 「特別金利住宅ローン」の内容

商品名	三井住友住宅ローン	住み替えローン	リフォームローン
対象者	平成 26 年 8 月 台風 11 号・12 号の災害で被災され、「罹災証明書」の提出が可能な個人の方	同左	同左
資金使途	自宅の新築・増改築・購入資金	ご本人の自宅買い替え・建て替え資金及びそれにかかる諸費用、現在の自宅取得にかかるお借入の残債務から売却額を引いた費用	自宅のリフォーム資金
融資金額	1 億円以内	同左	1 0 0 0 万円以内
融資期間	3 5 年以内	同左	1 5 年以内
利率	店頭金利から 1. 7 % 引下 <u>固定金利特約型または変動金利型</u> でのお取り扱いとなります	同左	店頭金利から 1. 7 % 引下 <u>変動金利型</u> でのお取り扱い となります
担保	有担保	同左	無担保
保証人	S M B C 信用保証（株）	同左	同左
取扱店	全店	同左	同左
取扱期間	平成 2 7 年 8 月 3 1 日まで	同左	同左

※既に弊行にて住宅ローンをお借り入れのお客さまについて

住宅ローンのご返済についても柔軟にご相談させていただきます。8 月 12 日（火）以降に最寄の支店またはローン金融円滑化相談窓口までお問い合わせください。

〈ローン金融円滑化相談窓口〉

TEL 0120-07-7488

受付時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00、土日祝日 ※10 : 00 ~ 17 : 00

ただし、12/31 ~ 1/3 および 5/3 ~ 5/5 は営業していません。

## 2. 被災者の皆さまのご預金等のお取り扱いについて

- (1) 預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認のうえ、窓口にてお手続きさせていただきます（ご本人さまであることを確認できる資料をご持参ください）。
  
- (2) 定期預金などの満期日前払戻しなどについてもご事情に応じて対応させていただきます。

## 3. お申し込み、商品内容など本件の詳細に関するお問い合わせ先

- ・ 特別金利住宅ローン：国内各支店
- ・ ご預金等のお取扱い：国内各支店

（注）取扱拠点は災害救助法適用地域にあわせ、順次変更いたします。

以 上